

○総社市重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付要綱

令和2年3月19日

告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49に規定する保健福祉事業として、介護用品等を必要とする重度要介護者の介護者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を総社市重度要介護者介護用品等引換クーポン券（様式第1号。以下「クーポン券」という。）で交付することにより、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度要介護者 65歳以上の者であつて、かつ、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護3と認定された認知症高齢者又は要介護4若しくは要介護5と認定されたもの
- (2) 認知症高齢者 65歳以上の者であつて、かつ、記憶障害、失見当等のある状態にあるもの
- (3) 介護者 重度要介護者を自宅で6箇月以上常時介護する、生計を一にする世帯の世帯員。ただし、重度要介護者であるものを除く。
- (4) クーポン券 重度要介護者が使用又は利用する介護用品等と引き換えることができる引換券
- (5) 登録業者 クーポン券を使用することができる、市に登録した事業者

(クーポン券の交付要件)

第3条 クーポン券は、市内に住所を有する介護者に交付する。ただし、重度要介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しない。

- (1) 福祉施設又は介護保険施設に入所している者
- (2) 病院又は診療所等に継続して1箇月を超えて入院している者
- (3) 介護保険料を滞納している者

2 前項の規定にかかわらず、総社市障がい者在宅介護激励金支給要綱（平成17年総社市告示第15号）による激励金の支給を受けている介護者は、交付対象としない。

(対象介護用品等)

第4条 クーポン券と引き換えることができる介護用品等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) おむつ用品 紙おむつ（尿取りパッドを含む。）、失禁パンツ、おしりふき、使い捨て手袋及び防水シーツ
- (2) スキンケア用品 清拭剤及びドライシャンプー
- (3) 口腔ケア用品 歯ブラシ、歯磨剤、入れ歯洗浄剤及び口腔ケアスポンジ
- (4) 理容師による理容 自宅又は店舗で行う重度要介護者の頭髪の刈込み及び顔そり

(交付対象期間)

第5条 クーポン券の交付は、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、クーポン券を交付すべき理由が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）で終わる。

(クーポン券の交付額等)

第6条 クーポン券の交付額は、重度要介護者1人につき、次の表のとおりとする。ただし、年度中途の申請により交付の決定を受けた者については、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から申請日の属する年度の末日の属する月までの月数に、交付額を12で除した額を乗じて得た額とする。

世帯の課税区分	要介護度	交付額
市民税課税世帯	3, 4, 5	年額 72,000 円（額面 1,000 円券×72 枚）
市民税非課税世帯	3	年額 84,000 円（額面 1,000 円券×84 枚）
	4, 5	年額 132,000 円（額面 1,000 円券×132 枚）

2 世帯の課税区分は、4月から6月までにあっては、当該月の属する年度の前年度分の課税状況を、7月から翌年の3月までにあっては、当該月の属する年度分の課税状況をもって区分する。

3 年度中途において、クーポン券の交付額の区分に変更が生じた場合における、クーポン券の交付額は、それぞれの交付額の区分ごとに、月割りにより算出した額を合算した額とする。

4 クーポン券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(交付の申請)

第7条 クーポン券の交付を受けようとする者は、世帯全員の市民税課税状況の閲覧に対する同意を得たうえで、重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 要介護3と認定された認知症高齢者の介護者が、前項に規定する申請書の提出を行う場合は、当該申請書に医師の証明書を添えなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、交付の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による交付決定の通知は、クーポン券の交付をもって、これを行う。

（変更届の提出）

第9条 クーポン券交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付資格等変更届を市長に提出しなければならない。

（介護用品等との引換え）

第10条 交付決定者は、登録業者からクーポン券と介護用品等を引き換えることができる。

（理容の登録業者等）

第11条 第4条第4号に規定する理容師による理容を行う登録業者は、岡山県理容生活衛生同業組合総社支部に所属する事業者とする。

2 重度要介護者が自宅において、第4条第4号に規定する理容師による理容を受けるときは、介護者は原則として立ち合い、必要な介護を行わなければならない。

（請求）

第12条 登録業者は、クーポン券を月ごとにまとめて請求書に添付し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、登録業者に対して当該請求額を支払うものとする。

（現況届の提出）

第13条 交付決定者は、当該交付決定者及び重度要介護者の状況について、毎年6月及び2月に現況届を、市長に提出しなければならない。

（クーポン券の返還等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、クーポン券の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付したクーポン券若しくはそれに相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によってクーポン券の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 正当な理由がなく、第9条に規定する変更届又は前条に規定する現況届を提出しなかったとき。
- (3) クーポン券を譲渡又は売買したことが明らかになったとき。
- (4) クーポン券と引き換えた介護用品等を譲渡、貸与又は売買したことが明らかになったとき。
- (5) 重度要介護者の介護を著しく怠っているとき。

（台帳の整備）

第15条 市長は、クーポン券の交付に関し、重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付台帳を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の総社市重度要介護者介護用品引換クーポン券交付要綱の規定により引き換えられたクーポン券の登録業者の支払の請求については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日の翌日から令和2年4月30日までに申請書の提出のあった者に対する交付対象期間の適用については、第5条中「月の翌月」とあるのは「月」と読み替えるものとする。